

## 鎌倉市ソフトボール協会委員会規定

- 第1条 鎌倉市ソフトボール協会規約第13条に定める委員会について規定する。  
各委員会の委員長は常務理事が務め、委員は各委員長が理事の中から指名する。
- 第2条 各委員長は年度末に決算報告書を作成し理事長に提出しなければならない。
- 第3条 各委員長は他の委員会と密接な連絡を取り運営する。
- 第4条 各委員会の役務はつぎのとおりとする。
1. 総務委員会
    - (1) 総務委員会の運営
    - (2) 大会会場の確保
    - (3) 大会運営に係わる総務
    - (4) その他、総務に関する事項
  2. 財務委員会
    - (1) 財務委員会の運営
    - (2) 年度予算の立案
    - (3) 決算書の作成
    - (4) 会計監査の実施
    - (5) 必要な場合、補正予算の立案
    - (6) 登録の受付
    - (7) 健全なる財政確立の増進
    - (8) その他、財務に関する事項
  3. 広報委員会
    - (1) 広報委員会の運営
    - (2) 大会記録、情報の収集
    - (3) 機関紙の発行
    - (4) その他、広報に関する事項
  4. 審判委員会
    - (1) 審判委員会の運営
    - (2) 大会における審判員割り当ておよび審判の実施
    - (3) 技術研修の実施計画の立案と運営
    - (4) 県内外の大会への審判員派遣
    - (5) 会員に対するオフィシャルルールの正確な伝達
    - (6) 試合中に起こるルール適用上の問題解決
    - (7) その他、審判、ルールに関する事項
  5. 記録委員会
    - (1) 記録委員会の運営
    - (2) 大会記録の迅速・正確な処理
    - (3) 大会報告書の作成
    - (4) 記録員の技術向上と養成
    - (5) 県内外の大会への記録員派遣
    - (6) その他、記録に関する事項
  6. 技術委員会
    - (1) 技術委員会の運営
    - (2) 技術向上のための講習会の開催
    - (3) その他、技術に関する事項
  7. 用具委員会
    - (1) 用具委員会の運営
    - (2) 用具の保守管理
    - (3) 試合会場への用具の搬出入
    - (4) 試合に使用する諸用具の調査、研究

- (5) その他、用具に関する事項
  - 8. 指導者委員会
    - (1) 指導者委員会の運営
    - (2) 指導者に対する講習会の開催
    - (3) 指導者の育成
    - (4) その他、指導に関する事項
  - 9. 普及委員会
    - (1) 普及委員会の運営
    - (2) ソフトボールの普及活動
  - 10. 競技委員会
    - (1) 競技委員会の運営
    - (2) 大会運営に関する事項
    - (3) 大会日程の作成
    - (4) 大会日程の変更
  - 11. 女性委員会
    - (1) 女性委員会の運営
    - (2) 女性チーム間の交流と親睦を図る
    - (3) 当協会が主催する大会への協力
    - (4) 他協会との交流試合の企画および運営
    - (5) その他、女性委員会に関する事項
- 第5条 各委員会の経費は評議員会の議を経て、年度初めに交付する。  
各委員会は年度末に会計報告をしなければならない。
- 第6条 各委員の任期は鎌倉市ソフトボール協会規約と同じとする。

制 定 : 昭和60年4月1日  
第1回改訂 : 平成10年4月1日  
第2回改訂 : 平成13年4月1日  
第3回改訂 : 平成29年4月1日  
第4回改訂 : 平成30年4月1日